



お知らせと情報

くらしのお知らせ

新型コロナウイルス感染症情報



【新型コロナウイルスワクチン情報】

▶追加接種（3回目接種）の実施について

接種対象者は接種券が届き次第、予約ができます。

1、2回目と異なるワクチンでも接種が可能です。

予約方法：電話またはWEB

●電話予約（コールセンター）

029-853-0771

午前9時～午後5時（土日祝除く）

●WEB予約（パソコン・スマホ）

<https://jump.mrso.jp/082309/>



▶小児（5歳から11歳）接種の実施について

小児（5歳から11歳）のワクチン接種は、予防接種法上の「努力義務」の対象とされていません。「努力義務」とは、「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定のことで、義務とは異なります。

感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい意識を持ち、お子さんと保護者の方でよく相談して接種を受けるか判断をお願いします。

接種会場	予約方法
【集団接種】 かすみがうら ウエルネスプラザ (栄倉 5462)	電話予約（029-853-0771） 午前9時～午後5時（土日祝除く） ※WEB予約は行っていません。
【個別接種】 土浦診療健診 センタ (土浦市神立東 2-27-8)	●電話予約（070-1052-6783） 午前11時～正午、 午後3時45分～4時30分 (土日除く) ●小児科受付窓口 午前9時～11時（土日除く） 午後1時～3時45分（ 土 土日除く）

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



【自宅療養者などを支援】

▶自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸し出し

市では、新型コロナウイルスに感染し自宅療養中の方を対象に、パルスオキシメーターの貸し出しを行っています。希望する方は、電話でお申し込みください。

対象：市に住民登録があり居住している自宅療養者で、茨城県からパルスオキシメーターの貸与を受けておらず、使用を希望する方

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



【ワクチン接種証明書】

▶ワクチン接種証明書の発行

ワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書は、スマホから取得が可能です。発行には、専用アプリとマイナンバーカードが必要です。

また、紙の接種証明書も、引き続き郵送または窓口で申請できます。

対象：接種を受けた時点で、市に住民票があった方

申請：◎スマホアプリによる接種証明書

専用アプリとマイナンバーカードを使用してスマホから申請

◎紙による接種証明書

かすみがうらウエルネスプラザの窓口または郵送で申請

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



【生活困窮世帯を支援】

▶新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

対象：社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付における「総合支援資金の再貸付」を利用できなくなった世帯など

※令和4年1月以降に、新たに申請する方で「緊急小口資金」および「総合支援資金（初回）」の特例貸付を利用し終えた方（利用し終える方）も対象になりました。

金額：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

※最長6カ月、1カ月ごとに支給

申請：社会福祉課に提出または郵送

※窓口提出は、平日午前8時30分～午後5時15分

期限：6月30日~~日~~ ※延長しました

※詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）



公共施設の広域利用が可能に

かすみがうら市、石岡市、行方市、小美玉市、茨城町は、「公の施設の広域利用に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、令和4年4月から、各市町の住民は、体育館やプールなど対象の27公共施設を、各市町内の市民・町民と同一料金で利用できるようになりました。

※各市町住民の優先予約期間が設定されているなど、制約もあります。

※広域利用の対象となる施設などの詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 政策経営課（千代田庁舎）



大型連休中のごみ収集と搬入



大型連休中の家庭ごみの収集は、通常どおり行います。また、霞台グリーンセンターみらいへの自己搬入の受け付けも、通常どおり行います。

▶霞台グリーンセンターみらい ☎ 0299-26-0246

【自己搬入受付時間】

月～日／午前8時30分～午後4時30分

☎ 環境保全課（霞ヶ浦庁舎）

国民年金のお知らせ



【年金制度が改正されました】

▶年金手帳が「基礎年金番号通知書」に変更

令和4年4月以降に、新たに年金制度に加入する方や年金手帳の紛失などにより再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書が発行されます。

既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書は発行されません。令和4年4月以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類として利用できますので、大切に保管してください。

▶高齢年金繰り下げ受給の上限年齢の引き上げ

令和4年4月から、繰り下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

対象：◎令和4年3月31日時点で70歳未満の方

◎高齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方

【学生納付特例制度をご活用ください】

国民年金保険料の納付が困難な学生は、学生納付特例の申請をして承認を受けることで、保険料の納付が猶予されます（最大10年間）。また、令和3年度に承認を受け、在学予定期間が終了していない方には、日本年金機構から学生納付特例継続にかかる申請書（はがき）が送付されます。内容を確認し必要事項を記入の上、返送してください。

特例申請：学生証または在学期間が分かる在学証明書、本人確認書類を窓口を持参

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 国保年金課（千代田庁舎）

都市計画下水道の変更案の縦覧



「土浦・阿見都市計画下水道」の変更案について、縦覧を行います。案に対し意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

期間：5月6日~~日~~～20日~~日~~（~~土~~土日除く）

場所：都市整備課、上下水道課（水道事務所）

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 都市整備課（霞ヶ浦庁舎）

令和4年国民生活基礎調査を実施

厚生労働省が、統計法により特に重要なものとする「基幹統計調査」として実施する調査です。調査結果は、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料として活用されます。対象地域の世帯に、4月中旬から5月上旬にかけて調査員が伺いますので、趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

対象地域：大和田集落の一部

☎ 国民生活基礎調査コールセンター

☎ 0570-055-004

通学定期券購入費の一部助成



JR常磐線神立駅を起点に、大学などに鉄道を利用して通学する学生の保護者を対象に、通学定期券の購入費の一部を助成します。すでに通学定期券を購入した方は、速やかに申請してください。

要件：次の要件に該当する学生の保護者

◎学生とその保護者が市内に住民登録があること

◎学生の年齢が18歳以上30歳以下であること

申請：申請書類を政策経営課、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所のいずれかへ提出

※交付申請書は各窓口に設置しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

※令和4年度になってから初めて申請する月が7月以降になると、申請する前の月までは助成金交付の対象になりません。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 政策経営課（千代田庁舎）

有料広告欄



お知らせと相談

くらしのお知らせ

学生のお得な定期券「スクールパス」



土浦駅から土浦協同病院やあじさい館を経由し、玉造駅までを結ぶ霞ヶ浦広域バスでは、通常の通学定期券よりもさらにお得な、特別割引定期券「スクールパス」を販売しています。

利用できる方：次に該当する児童、生徒、学生
学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校および関鉄グリーンバス(株)の指定する各学校に通学する方

料金：1 カ月 1 万円または 3 カ月 3 万円

※販売窓口などの詳細は、ホームページをご覧ください。

問 政策経営課（千代田庁舎）

タクシー利用助成券の申請受付



60 歳以上の方などへの交通利用支援として、タクシー利用料金を助成します。

対象：市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ◎ 60 歳以上で運転免許証を持たない方
- ◎ 身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ◎ 療育手帳 A 以上の方
- ◎ 精神障害者手帳 1 級・2 級の方

申請：①申請書を政策経営課に持参または郵送

②ホームページの専用フォームから申請

※審査の結果、対象となる方には、助成券を郵送します。

問 政策経営課（千代田庁舎）

軽自動車税（種別割）の減免申請



心身に障がいのある方やその方と生計を一緒にしている方が所有している軽自動車などで、一定の要件を満たす場合には、軽自動車税（種別割）が減免されます。毎年申請が必要です。期限内に申請してください。

申請：税務課、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）

期限：5 月 31 日 〆

問 税務課（千代田庁舎）

自動車税（種別割）の納期限について



自動車税（種別割）は、4 月 1 日現在で自動車を所有（割賦販売契約の場合は使用）している方に課税されます。**令和 4 年度の納期限は 5 月 31 日 〆**です。納期限までに、コンビニや金融機関、郵便局、県税事務所窓口で必ず納付してください。納付方法の詳細は、納税通知書に同封しているお知らせをご確認ください。

※スマホ決済（PayB、PayPay、LINEPay）による納付については、二次元コードからご確認ください。

問 茨城県土浦県税事務所収税第一課

☎ 029-822-7205

「けし」の発見にご協力ください



「けし」の仲間は、観賞用として人気ですが、法律で栽培が禁止されているものがあります。特徴として、全体が白っぽい緑色でほとんど毛がなく、葉は茎を巻き込むように付いています。ご自宅に以下の「けし」が生えているときは、抜去にご協力ください。



◀アゾミゲン
【セティゲルム種】



◀ケシ(八重)
【ソムニフェルム種】

問 土浦保健所衛生課 ☎ 029-821-5364

募集のお知らせ

「うにゃ」が誕生日をお祝いします



毎月 1 人限定で、「かすみがうにゃ」が誕生日をお祝いに行きます。家族や友達、本人からの応募も可能です。応募者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスと誕生日の方の氏名、住所、生年月日などを記載の上、観光課までご応募ください。

対象：市内在住の 6 月 1 日～ 30 日生まれの方

※当日は、必ず応募者の参加をお願いします。

※応募者の居住地は問いません。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

問 観光課（霞ヶ浦庁舎）

相談のお知らせ

行政相談所を開設



行政相談委員は、行政に関する相談の解決のための活動をしています。困りごとや悩みごとなど、気軽にご相談ください。相談は無料です。

▶ 5 月 17 日 〆／午前 10 時～正午・午後 1 時～3 時／あじさい館

▶ **委員：**坂本千一(加茂)、小倉征夫(新治)

※開設日以外は、電話による相談もお受けしています。

総務省茨城行政評価事業所 ☎ 029-221-3347

問 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

法律相談（要予約／電話受付順）



不動産、家庭の問題、相続、消費者問題、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶ 5 月 12 日 〆／午後 1 時／働く女性の家

▶ 5 月 26 日 〆／午後 1 時／あじさい館

※ 5 月 2 日 〆午前 8 時 30 分から予約開始

問 社会福祉課（千代田庁舎）

なんでもかんでも相談（要予約）



ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談経験のある相談員がお受けします。

▶ 5 月 21 日 〆／午後 1 時 30 分／やまゆり館

問 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

心配ごと相談



市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。

▶ 5 月 11 日 〆／午後 1 時 30 分～3 時／

働く女性の家

▶ 5 月 25 日 〆／午後 1 時 30 分～3 時／

かすみがうらウエルネスプラザ

※予約は不要です。上記の場所へ直接お越しください。

問 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

教育支援相談（要予約）



配慮が必要な子どもたちの保護者を対象に、相談員が専門的な立場から、発達や就学などの相談をお受けします。

▶ 5 月 10 日 〆／午後 1 時～5 時／あじさい館

問 学校教育課 ☎ 029-886-3327

家庭児童相談（要予約）



家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関する相談をお受けします。

▶ 〆～〆（〆除く）／午前 8 時 30 分～午後 5 時／千代田庁舎

問 子ども家庭課子ども未来室（千代田庁舎）

結婚を希望する方を応援します



結婚を希望する方に出会いの場を提供する「市婚活サポートセンター」では、新規登録者を募集しています。60 歳以下の方であれば、市内外を問わずどなたでも登録できます。

▶ 毎週 〆／午後 1 時～8 時／霞ヶ浦庁舎

▶ 毎週 〆／午前 10 時～午後 5 時／霞ヶ浦庁舎

※ 〆～〆（〆除く）午前 9 時～午後 5 時または上記の開設時間内に電話で事前予約が必要。

問 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

就労相談（要予約）



「働きたいけど働けない」「就職活動のやり方が分からない」「自分に合う就職先が分からない」など、就労に悩む方の相談をお受けします。

▶ 5 月 9 日 〆／午後 1 時～4 時／

勤労青少年ホーム

◎ 15 歳～49 歳までの方とその家族の方

※相談日の 3 日前までに電話で予約してください。

問 いばらき県南若者サポートステーション

☎ 029-893-3380

有料広告欄

有料広告欄



暮らしのお知らせ

～ Information ～

2022 年 May 5 月

日	月	火	水	木	金	土
1 閉庁	2 納期	3 閉庁	4 閉庁	5 閉庁	6	7 閉庁
8 閉庁	9	10	11	12 延長	13	14 閉庁
15 閉庁	16	17	18	19 延長	20	21 閉庁
22 閉庁	23	24	25	26 延長	27	28 閉庁
29 閉庁	30 納期	31	1	2	3	4

※5月3日、4日、5日は祝日のため、閉庁となりますので、ご注意ください。

窓口延長 千代田庁舎：毎週木曜日午後7時まで
(祝日を除く)

業務対応窓口

市民課、納税課、税務課、国保年金課 業務内容



納期限

5月2日	固定資産税1期 介護保険料1期
5月31日	軽自動車税(種別割) 全期

口座振替

市税などを金融機関などの預貯金口座から納期限の日に自動で振替納付ができるため、納め忘れもなく安心です。

口座振替



スマホ決済アプリ(PayPay、LINEPay、PayB)

いつでもどこでも簡単に市税などが納付できるため、とても便利です。

☎ 納税課(千代田庁舎)

スマホ決済
アプリ納付



暮らしの防災ガイド

地震に備えて～家の中の安全対策～

家の中には危険なものがたくさんあります。地震で室内の家具が倒れ、いざ避難しようとしたときに家具が出口をふさぐこともあるため、日頃から家具を固定するなどの安全対策が必要です。できることから実践しましょう。

家の中の安全対策のポイント

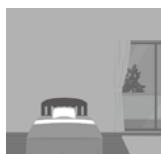
家の中に、家具のない安全なスペースを確保する

部屋が複数ある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめておく。難しい場合は、少しでも安全なスペースができるように配置を替える。



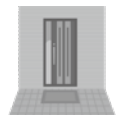
寝室や子ども・高齢者・障がい者がいる部屋には倒れそうな家具を置かない

就寝中に地震が発生した場合、子どもや高齢者、障がい者などは倒れた家具が妨げとなって逃げ遅れるおそれが高いため、注意する。



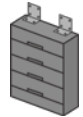
出入り口や通路にはものを置かない

いざというとき安全に避難できるように、玄関などの出入り口や通路には倒れやすいものを置かない。



家具の転倒や落下防止の対策をする

家具と壁や柱の間に隙間があると倒れやすくなるため、金具などで固定する。また、家具の上に落ちやすいものを置かない。



食器棚

扉が開かないよう金具などをつけて、中の食器が飛び出すのを防ぐ。

本棚・タンスなど

なるべく壁面に接近させておき、上部をL字型金具などで固定するか、家具の下に板などをはさみ、壁面にもたれさせる。二段重ねの場合は、つなぎ目を金具などで連結する。

テレビ

できるだけ低い位置に置き、金具やロープ、装着マットなどで下面や柱、壁に固定する。

照明器具

1本のコードでつるすタイプのものは、鎖と金具で数カ所留める。蛍光灯は、蛍光管の両端を耐熱テープで留めておく。

住宅用火災警報器

煙や熱を感知すると警報音で知らせてくれる。消防法により家庭でも設置が義務付けられている。

窓ガラス

飛散防止フィルムを室内側に貼る。

カーテン

防災加工されたものを使う。

暖房器具

ストーブなどの暖房器具は、対震自動消火機能を確認する。

☎ 危機管理課(千代田庁舎)

消費生活ホットライン【見守り新鮮情報第416号】



使っていない「サブスク」の解約忘れに注意！

【事例】

パソコンの操作方法を調べるために、ネット上で専門家に相談できる有料サイトにトライアル(お試し)登録し、代金500円をクレジットカードで決済した。疑問は解決したが、数カ月後、毎月約5,000円がクレジットカードから引き落としされていることに気付いた。解約したいが、契約時に入力した情報を忘れてしまいログインできない。(70歳代男性)

【ひとこと助言】

◎サブスクリプション(以下「サブスク」とは、一定の期間、定額で商品やサービスを利用することができるサービスです。

◎サブスクは、トライアル(お試し)を申し込む際にクレジットカード登録が必要で、トライアル期間内に解約しないと定額サービスに移行し、支払いが続きます。申し込む前にホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。

◎解約する際は、事業者の定める方法で手続きを行う必要があります。申し込み時に登録したパスワードなどが必要な場合があるので、忘れないようにしましょう。

◎利用していないサブスクの請求にすぐ気付けるように、クレジットカードなどの明細は毎月確認しましょう。

▶不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センターなどにご相談ください。

【市消費生活センター開設日】

時間 午前9時～正午/午後1時～4時

◎☎☎☎☎ 場所：霞ヶ浦庁舎

◎☎☎☎☎ 場所：勤労青少年ホーム

【その他の消費生活センター電話相談】

◎☎☎☎☎/国民生活センター ☎188

☎ かすみがうら市消費生活センター(霞ヶ浦庁舎)

☎029-897-1111



消費生活
センター

自治体 DX 通信【シリーズ④ 自治体 DX によるイノベーション】



持続可能な自治体を目指して

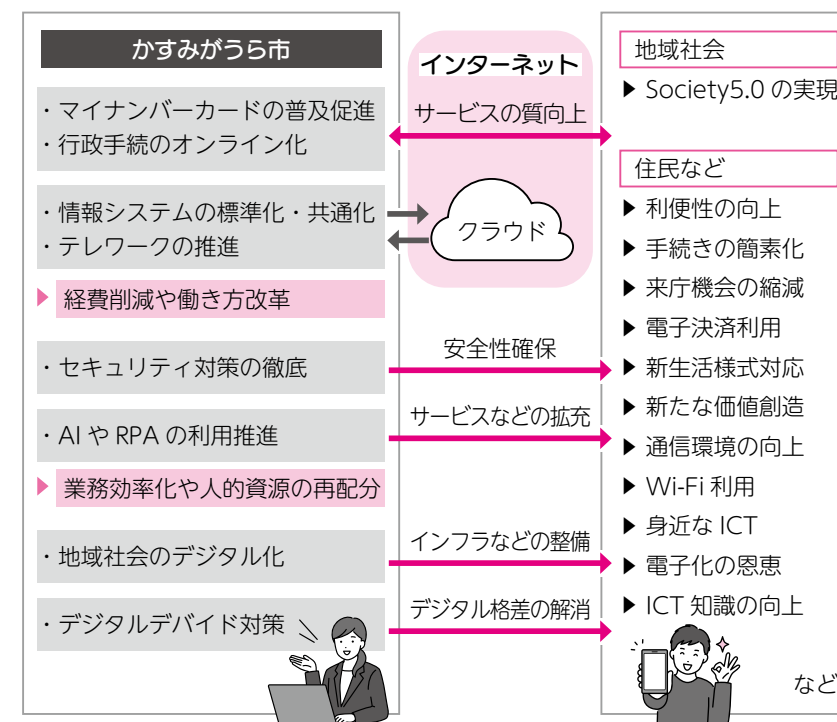
市では、今年3月に総合計画後期基本計画や行財政改革基本方針などを策定しました。これらの中で自治体DXを推進することとし、行政サービスの向上や多様化社会への順応などにデジタル技術を有効活用し、スマート自治体への改革を目指していきます。

今後は、この成果として市民サービスのさらなる向上に努め、庁内業務の効率化による経費削減などにも取り組んでいきます。

人口減少時代においても、継続して自治体としての機能を持続していくため、自治体DXによるイノベーションという大きな転換期を迎えています。

☎ 情報政策課(霞ヶ浦庁舎)

自治体 DX の推進による効果



あじさい館

ホール展示

作品紹介

5 月
作品展示

◆ 千代田やきもの同好会

▶ 期間 4月26日☎～5月29日☎



あじさい館では、市内の文化団体などが作成した絵画や写真、陶芸、工芸品の芸術作品などを月替わりで展示していますので、ご覧ください。

☎ 生涯学習課 ☎029-897-0564